

財政健全化指標

◎財政健全化法による財政指標の公表

平成19年6月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定され、平成20年度から、自治体の財政をチェックする健全化判断比率の4指標整備と情報開示が義務づけられたことにより、下記のとおり公表いたします。

姫島村の健全化判断比率の基準は、財政の危険信号を示す「早期健全化基準」と財政破たん状態となる「財政再生基準」は、下表（ ）〔 〕の基準比率となります。

いずれかの指標が基準を超えると、「財政健全化計画」「財政再生計画」を策定し国や県の指導下で行財政運営を行うこととなり、従来の村独自の行政が制限されることになります。

本村の令和6年度決算に基づく、健全化判断比率及び資金不足比率は、下表のとおり、すべて基準を下回っており、今後も行財政改革プランを遵守し財政健全化に努めてまいります。

○健全化判断比率

区 分	1 実質赤字比率	2 連結実質赤字比率	3 実質公債費比率	4 将来負担比率
姫島村の比率	(赤字となっていない)	(赤字となっていない)	4.5%	(将来負担はない)
早期健全化基準	(15.00%)	(20.00%)	(25.0%)	(350.0%)
財政再生基準	〔20.00%〕	〔30.00%〕	〔35.0%〕	

○資金不足比率（経営健全化基準は、各会計ごとに20.0%）

会 計	資金不足比率
簡易水道事業特別会計	資金不足ではない
姫島丸特別会計	資金不足ではない
下水道特別会計	資金不足ではない
漁業集落排水事業特別会計	資金不足ではない

△用語解説

- 1 実質赤字比率（一般会計等に占める赤字割合の比率）
一般会計等（普通会計）を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。
* 標準財政規模とは、自治体の標準的な収入（一般財源）の規模。
- 2 連結実質赤字比率（全会計に占める赤字割合の比率）
一般会計や簡易水道会計等の全ての会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率。
- 3 実質公債費比率（標準収入に対する借金返済額の割合の比率）
一般会計等（普通会計）が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率。
- 4 将来負担比率（地方債残高と土地開発公社や第3セクターを含めた負債割合の比率）
地方債の残高をはじめ一般会計等（普通会計）が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。